

四日市市保育所等の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第67号

四日市市保育所等の入所に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保育所等の入所に関する規則（平成26年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の申込み)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 小学校就学前子どもについて保育の実施を希望する保護者は、<u>保育所・認定こども園保育認定入園・入所申込書(兼保育児童台帳)施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書</u>(第1号様式。以下「入所申込書」という。)に四日市市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認めた書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、前項の支給認定を受けていない児童の保護者については、支援法第20条第1項に定める支給認定の申請を、入所の申込みと同時に市長に行わなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(入所の承諾等)</p> <p>第6条 所長は、<u>第3条から第5条までの規定に基づく入所審査及び選考の結果、</u></p>	<p>(入所の申込み)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 小学校就学前子どもについて保育の実施を希望する保護者は、<u>保育所・認定こども園入園・入所申込書</u>(第1号様式。以下「入所申込書」という。)に四日市市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認めた書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、前項の支給認定を受けていない児童の保護者については、支援法第20条第1項に定める支給認定の申請を、入所の申込みと同時に市長に行わなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(入所の承諾等)</p> <p>第6条 所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳(第2号様式)を作成す</p>

児童の入所を決定するものとする。この場合において、所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳(第2号様式)を作成するとともに、保護者に対し入所承諾書(第3号様式)を交付するとともに入所保育所等に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。

2 所長は、第4条及び第5条の規定による入所審査及び選考の結果、入所決定とならなかったときは、児童の入所を保留するものとする。この場合において、所長は、入所を保留した児童の保護者に対し、保育利用保留通知書(第3号様式の2)を交付するものとする。

るとともに、保護者に対して入所承諾書(第3号様式)を交付し、併せて入所保育所等に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。

第1号様式を次のように改める。

③保育を必要とする事由等

児童氏名

保育を必要とする事由	続柄	必要とする理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()
	続柄	必要とする理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 左記以外	
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)	
希望する利用時間	利用曜日	利用時間
	月・火・水・木・金・土	時 分から 時 分まで

④送迎について

送迎方法	送迎人
<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑤祖父母について

父方	祖父 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職
	祖母 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職
母方	祖父 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職
	祖母 (歳)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職

⑥申請児童の健康状態等について ※安全に保育するにあたって大切な情報のため、詳細に記入してください

発育歴	出生体重()g 在胎週数()週 首すわり()カ月 おすわり()カ月 歩き始め()カ月 ワンワン、ママ、ブーブーなどの片言を話す ()歳 ()カ月
健診時の指摘等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (4か月・10か月・1歳6か月・3歳児) 健診の時
健診時の指摘等内容や発育発達面で気になること	<input type="checkbox"/> 発育(身長・体重の伸び等:) <input type="checkbox"/> 発達(歩けない等:) <input type="checkbox"/> ことば(発語がない・言葉が増えない等:) <input type="checkbox"/> 行動(落ち着きがない・人や物に関心を示さない・目が合いにくい・その他) <input type="checkbox"/> 発達等の相談をしたことがある (相談施設名)
病歴	過去にかかった病気: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 現在治療中の病気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 病名 () 医療機関 () <input type="checkbox"/> 心臓病 () <input type="checkbox"/> 呼吸器の病気: 酸素吸入・喘息 () <input type="checkbox"/> ひきつけ: 熱性けいれん・てんかん・ () <input type="checkbox"/> その他 ()
食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 { <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 有 { 医療機関 () <input type="checkbox"/> 過去にアレルギー有(現在は問題なし) <input type="checkbox"/> 未摂取のため不明

⑦本児の保育の状況について

<input type="checkbox"/> 年度申請 無・有 <input type="checkbox"/> 育休取得時に保育施設を退所 無・有 (園)
<input type="checkbox"/> 転園を希望 ⇒ 申請日時点の在籍園 (園)

⑧就学前のきょうだいの保育の状況について

<input type="checkbox"/> 年度申請 無・有
<input type="checkbox"/> 年度時点で保育施設に在籍 (園)

⑨きょうだい入所希望について ※きょうだいが在籍しているまたは同時申込みの場合のみ、いずれかに✓を入れてください

<input type="checkbox"/> 同じ保育施設への入所のみ希望する (同じ保育施設に入所できないなら、全員入所しない)
<input type="checkbox"/> 別々の保育施設でも入所を希望する (同時申込みの場合、入所できないきょうだいがいるなら、全員入所しない)
<input type="checkbox"/> きょうだい同時申込みの場合、ひとりだけでも入所を希望する

第3号様式の次に、次の様式を加える。

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

保育利用保留通知書

年 月 日付で、保護者_____様より申込みをされた、子_____さんの
保育の利用について、審査の結果、つぎの理由で利用を保留とします。

児童の生年月日 _____年 月 日

利用調整対象年月日 _____年 月 日

利用を保留とする理由

(付記)

備考

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長になります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えの提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市保育所等の入所に関する規則の規定は、令和7年4月1日以降に保育所等に入所を希望する場合の入所申込みについて適用し、同日前に保育所等に入所を希望する場合の入所申込みについては、なお従前の例による。

(こども未来部保育幼稚園課)